

令和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03479

研究課題名（和文）会社法のコーポレート・ガバナンスからみた学校法人ガバナンスの研究

研究課題名（英文）A study on the governance of school corporations from the perspective of corporate governance in the companies act

研究代表者

尾崎 安央 (Osaki, Yasuhiro)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：30139498

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：2019年5月24日、私立学校法が改正された。本改正により私立学校法人のガバナンスの強化が一定程度図られた点は評価し得るが、会社法等、他の法人法と比較すると、改正法の下でのガバナンス体制は依然として脆弱であるといわざるを得ない。一方、文部科学省は、学校法人に対し、ガバナンス・コードの自主的な策定を求め、ソフトローを駆使したガバナンスの充実に努めようとしている。本研究では、改正法やコードの諸規定の検討、さらには、英米における私立学校のガバナンスの向上に向けた諸規制や先進的な取組みについての比較法的考察を通じ、日本における学校法人ガバナンスの法的課題を明らかにし、その改善に向けた提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学校法人経営者による不祥事がしばしば報道される。原因の1つに学校法人ガバナンスに係る法制度の欠陥を指摘することができる。本研究は、法人組織法制度の観点から学校経営を考え、私立学校法や国立大学法人法の下でのガバナンス規制の課題を明らかにし、コーポレート・ガバナンスの観点から学校法人ガバナンスの改善を図るための具体的方策を提言するものである。また、私立大学が多く存在する日本の状況を多角的に検討すべく、オックスフォードやハーバード等の私立大学を有する英米の状況や法制度について比較法的考察を加えた。それにより得られた知見は、日本の学校法人ガバナンスの在り方を検討する上で有益であると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The private school act was amended on May 24, 2019. It is favorable that the amended act partially enhanced the governance of private school corporations. However, we have to say that the governance structure is still weak under the amended act, compared to the other corporation acts, such as the companies act. On the other hand, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology required the school corporation to establish the governance code on a voluntary basis and tries to improve the governance by using a soft law.

We clarified the legal problems on the governance of school corporations in Japan by studying the rules of the amended act or the governance code, and considering the regulations or the advanced approach to enhance the governance of private school corporations in UK and US from the perspective of comparative law, and made a proposal toward the improvement of governance.

研究分野：会社法

キーワード：学校法人ガバナンス 大学法人 コーポレート・ガバナンス 学校法人

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

大学の不祥事がしばしば報道されるが、その中には、私立学校(私立大学)経営者が組織的な不正をしたものがみられる。こうした私立学校を設置した学校法人(本報告書では、以下、「学校法人」とは私立学校法の下で大学を設置する法人を意味し、学校法人、大学を設置する地方独立行政法人および国立大学法人を「大学法人」と総称する)においては、コンプライアンス体制などを含む、いわゆる「内部統制システム」が機能せず、ガバナンス体制が機能不全に陥っていた可能性がある。かかる事態を惹起する原因の1つとして、学校法人ガバナンスに係る制度の欠陥を指摘することができる。

もっとも、これまで、大学や大学法人については、研究教育関係からの研究業績や提言等の集積がある一方で、法学者、特に法人組織法を研究対象とする会社法学者による、ガバナンス面あるいは法人組織法制度面から「大学」あるいは「大学経営」を考察する学術的研究があまりなされてこなかったように思われる。そうした認識の下で、研究代表者は、2014年から自主的に研究会(各種法人制度研究会)を組織して、私立学校法(私学法)や私立学校振興助成法、さらには、国立大学法人法(国大法)、地方独立行政法人法(地独法)などをも対象にして、「大学法人のガバナンスの在り方」に関する検討を進めてきた。

このような検討作業を始めたほぼ同じ時期に、文部科学省中央教育審議会大学分科会は、「大学ガバナンスの推進について(審議のまとめ)」と題する報告書を公表した。その後、本研究を開始した直後の2017年5月15日、文部科学省は、「私立大学等の振興に関する検討会議『議論のとりまとめ』」を公表した。さらに、2019年1月7日には、文部科学省大学設置・学校法人制度改善検討小委員会は、「学校法人制度の改善方策について」と題されたレポートを公表し、大学法人(とくに学校法人)のガバナンスの強化が必要であるとの認識が広がった。かくして、同年5月24日、「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、学校教育法、国大法、私学法、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法のそれぞれ一部が改正された。本研究の主たる検討対象である改正私学法においても、学校法人のガバナンスを強化するための諸規定が設けられた。他方、文部科学省は、学校法人に対し、「ガバナンス・コード」の自主的な策定を求めている。いわゆるハードロー(私学法)とソフトロー(コード)を組み合わせる規制手法により、学校法人の個性の尊重と自主自立を前提として、法人ガバナンスを強化し、それを通じて教育・研究の質の確保を図ることが期待されているといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、法人組織法制度の観点から学校経営を考え、大学法人、とりわけ学校法人のガバナンス規制の課題を明らかにし、コーポレート・ガバナンスの観点から学校法人ガバナンスの改善を図るための具体的方策を提言することにある。本研究は、私学法を主たる検討対象としているが、国大法や地独法にまで検討範囲を拡大し、それらの制度の比較考察を行うものである。しかし、数の上では私立大学が圧倒的に多い日本の状況を多角的に検討するには、国内の大学法人に関する体系的なサーベイを必要とし、また海外との比較も不可欠である。後者については、オックスフォードやケンブリッジなどの私立大学を有する英国、ハーバードやイエールなどの私立大学を有する米国に着目し、両国の状況、特にその法制度(準拠法、各大学法人の附属定款、英国における大学のガバナンス・コード等を含む)との関係をも調査し、提言の説得力を増す努力を試みている。

なお、本研究は、その副次的効果として、これからの会社法や他の法人法の研究に対して何らかの示唆を得ることを目的とする。とくに、学校法人には、社員によるガバナンス機能がないことから、それに代替する監事制度や評議員制度の実効性確保がガバナンスを機能させる鍵となる。これらの制度の研究は、学校法人と同様に社員が存在しない財団法人や社会福祉法人のガバナンス研究にも有益な示唆をもたらすものと考えられる。さらに、会社法上の会社ガバナンス以外の法人ガバナンスを切り口とする研究方法やその成果は、医療法人や農業協同組合などにおけるガバナンスの検討への援用ないしは応用が期待される。

3. 研究の方法

(1) 従来から組織している各種法人制度研究会のメンバーに新規のメンバー数名を加えた研究会(各種法人ガバナンス研究会。以下、研究会)を開催することとした。研究会では、各自の分担に従った研究に係る中間報告と参加者からのコメントとディスカッションを行い、研究協力者や連携研究者から専門的知見を提供していただいた。とくに、石山卓磨教授には、共済を含む農業協同組合について、河内隆史教授には法科大学院長、瀬谷ゆり子教授には学部長の経験もあることから学校法人経営の実際など、柿崎環教授には内部統制の専門家として米国内閣会社に対する内部統制規制について報告ないし知見の提供をいただいた。

2017年度は、9月2日(桃山学院大学)、12月25日(明治大学)、3月30日(早稲田大学)に研究会を開催し、文部科学省通達などを俎上にのせつつ、私学法、国大法、地独法の各法令におけるガバナンス規律、私立大学の内部監査や三様監査の問題についてそれぞれ議論、検討した。また、大学法人のガバナンスとその比較において医療法人のガバナンスに係る法的問題点や、オックスフォード大学の法的位置づけやガバナンスについての検討作業を並行して進めた。

2018年度は、8月31日(甲南大学ネットワークキャンパス東京)、12月22日・3月30日(早稲田大学)に研究会を開催した。大学法人のガバナンスにつき、大学法人の「ガバナンス・コー

ド」案を取り上げ、これに文部科学省のレポートなどの公表文書を加えて比較検討を行い、それぞれの特徴や問題点などを整理し議論した。比較法的には、英国の法制度やガバナンス・コードの意義・内容等の分析を行い、その問題点を整理するとともに、本研究の成果をもって日本版の実効性ある大学法人ガバナンス・コードに向けた提言をするうえで参照すべき点の確認を行った。また、韓国で進行中の大学法人のガバナンスに関する研究報告もあり、問題意識の共通点と相違点を確認した。さらに、大学法人と同様に社員が存在しない社会福祉法人の法制度や実態について、会社法の観点から踏まえながら検討し、大学法人ガバナンスへの応用可能性を探った。

2019年度は最終年度であり、研究成果として提言を取りまとめる必要があることから、5月11日・7月13日（早稲田大学）、10月20日（甲南大学）、3月12日（早稲田大学）に研究会を開催し、後記の雑誌論文の執筆者がそれぞれ担当箇所について報告し、参加者と議論した。

(2) 本研究では、提言の説得力を高めるために、当初、欧米諸国の大学法人をめぐる状況や法制度についてのリサーチ調査を予定していた。しかし、時間的制約や新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、訪問国を米国のみとし、2020年2月10日から同月17日にかけて、Boston University Global Programs、Boston College Office of International Programs、Yale University The Office of International Affairsを訪問し、担当者から大学法人のガバナンス構造やその準拠法、大学の資産をめぐる利益相反問題、奨学金や寄付金等の財源、資産運用などについて説明を受け、質疑応答した。なお、Harvard Universityを訪問し、その資産運用法人であるHarvard Management Companyの担当者を紹介されたが、2020年2月13日に、海外からの寄付金をめぐる同大学やYale Universityのスキャンダルが新聞各紙で報じられ、担当者からリサーチ時間を確保できない旨の回答があった。そこで、ボストン公共図書館を訪問し、上記スキャンダルに関する新聞記事や大学の寄付金等の資産運用に関連する資料を渉猟した。

本リサーチに先立ち、野村證券株式会社において、米国の私立大学における資産運用の実態や関連資料の説明・助言を受け、基礎知識を獲得するとともに、訪問予定の大学のホームページ、財務報告書、附属定款の規定を予め精査、整理し、リサーチを効率的に実施できるよう努めた。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果は、後掲の法律時報に連載された各論文の中で公表されている。執筆担当者は、研究会における議論、検討の結果や2019年の私学法改正等を踏まえ、学校法人のガバナンスをめぐる法的課題を抽出し、その改善に向けた提言をした。社員の存在しない学校法人において、私学法の改正により、ガバナンスの中心的な役割を果たす理事（会）、監事および評議員会の機能の実効性が高められ、ガバナンスの強化・向上が図られたこと自体は評価に値する。

まず、役員（理事および監事）は学校法人との関係は委任に関する規定に従うとされ（改正私学35条の2）、役員が善管注意義務（民644条）を負うことが明らかにされた。同時に役員の人材または第三者に対する損害賠償責任等に関する規定（改正私学44条の2、3、4）が新設され、役員の実効性の明確化が図られた。また、役員報酬等の支給基準の策定とその策定に当たり評議員会の意見を事前聴取することが義務づけられるとともに、特別利害関係理事が理事会の議決に加われない旨の規定（改正私学36条7項）が新設され、利益相反への対応がなされた。

次に、改正私学法は、文部科学大臣が所轄庁の学校法人に限られるが、予算や教学等の事項について中期計画の策定を要求し（改正私学45条の2第2項）、その際、予め評議員会の意見を聴かなければならないとする（改正私学42条1項2号）。これらの規定は、評議員会機能の実質化に資すると考えられるが、それにとどまらず、大学の持続可能性に配慮し、中長期的な展望に立った私学経営を指向することを明らかにした点に意義がある。

さらに、改正私学法の下では監事の機能の実質化も図られており、監事には理事の行為の差止請求権（改正私学40条の5）が付与され、理事に対する牽制機能が高められた。

(2) もっとも、監事の人事権については、評議員会の同意を得て、理事長が監事を選任する旨の規定（私学38条4項）が維持されており、会社法のガバナンスの観点からすれば、監事の独立性や監査の実効性の点で疑問がある。監事によるガバナンス機能が十分ではないとすれば、評議員会によるガバナンスの充実が図られるべきである。しかし、評議員会は原則として諮問機関にとどまり、理事会に対する牽制・監督機能には限界がある。加えて、私学法上、評議員の義務・責任に関する規定はなく、その法定地位は不明確である。人事面でも評議員の理事（会）からの独立性が十分に確保されているわけではない。これらの点の立法的解決は急務である。学校法人と社会福祉法人あるいは一般財団法人との比較考察を通じ、社員の存在しない法人のガバナンスの在り方を根本から問い直す必要がある。この点は本研究の応用的課題でもある。

(3) 改正私学法の下での学校法人ガバナンスの脆弱性を補完するために、ガバナンス・コードを活用することが考えられる。上記の学校法制度改善検討小委員会のレポートは、理事会、監事および評議員会の機能の実質化等についてコードに盛り込むことが考えられる事項について具体的な提言をした。これを受けて3つの私立大学版ガバナンス・コードが相次いで策定された。ガバナンス・コードにより学校法人ガバナンスを強化する手法は、コーポレート・ガバナンス・コードの発祥地である英国でも採用されている。この点については、後掲の「イギリスにおける大学のガバナンスとコードによる規制」（川島）において詳細な検討がなされている。

英国、特にイングランドでは、オックスフォードとケンブリッジを除くほとんどの大学が、apply or explain ベースにより、コードの適用状況または不適用の説明を年次報告書または財務書類で開示し、その情報は各大学のホームページにおいても公表されている。日本における上記の3つのコードは、その位置づけや構成、内容が統一されておらず、課題が残る。英国のコードやその先進的取り組みは、こうした課題の解決に大いに参考になると思われる。

(4) 最後に、少子化に伴い18歳人口が急激に減少し、大学の財政の逼迫が懸念される中で、大学法人の財務基盤強化のためのリスクテイクや、学校法人の経営危機あるいは経営破綻を想定した組織再編行為に係る規定または破綻処理規定の整備は喫緊の課題である。前者について、米国では大学資産の運用が積極的になされている。ただし、そのためのリスク管理体制をはじめとする内部統制の充実や監視・監督体制の整備・拡充は不可欠である。米国でのリサーチを踏まえた考察が必要であるが、連載論文では紙幅の関係上、十分な検討ができなかった。この点は、学校法人の内部統制や監査制度(三様監査)の在り方にも関連し、さらなる検討を要する。

学校法人の再編は、合併と分離の手法があるとされる。しかし、私学法は分離について合併のような特別な規定を置いておらず、その法的性質や手続は不明確である。合併についても、会社法など他の法人法に比して規制が必ずしも十分であるとはいえない。さらに、学校法人の破綻時の転学支援や授業料返還といった学生の保護策は、学校法人に特有の問題として検討を要する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 尾崎安央	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 2019年私立学校法と学校法人ガバナンス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 93～97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 河内隆史	4. 巻 92巻2号
2. 論文標題 私立学校法人の理事長・理事・理事会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 107～111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 瀬谷ゆり子	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 学校法人における監査体制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 93～97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 尾形祥	4. 巻 92巻4号
2. 論文標題 学校法人の評議員会制度をめぐる法的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 105～109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川島いづみ	4. 巻 92巻5号
2. 論文標題 私立大学ガバナンス・コードの現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 144～148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本真知子	4. 巻 92巻6号
2. 論文標題 学校法人等の再編におけるガバナンス上の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101～105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 尾崎安央
2. 発表標題 学校法人が抱える法的リスク～最近の動向を踏まえ
3. 学会等名 大学監査協会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 尾崎安央
2. 発表標題 法人ガバナンスと三様監査～大学監査における三様監査
3. 学会等名 大学監査協会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 川島いづみ	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 710
3. 書名 大曾根寛ほか編『社会福祉社会へのアプローチ [上巻] 久保順一先生古稀祝賀	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	尾形 祥 (Ogata Sho) (20515259)	高崎経済大学・経済学部・准教授 (22301)	
研究分担者	山本 真知子 (Yamamoto Machiko) (40350855)	甲南大学・法学部・教授 (34506)	
研究分担者	川島 いづみ (Kawashima Izumi) (50177672)	早稲田大学・社会科学総合学院・教授 (32689)	
研究協力者	河内 隆史 (Kawachi Takashi) (32682)	明治大学・名誉教授 (32682)	
連携研究者	石山 卓磨 (Ishiyama Takuma) (30097547)	大原大学院大学・会計研究科・教授 (32811)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	瀬谷 ゆり子 (Seya Yuriko) (00226680)	桃山学院大学・法学部・教授 (34426)	
連携研究者	柿崎 環 (Kakizaki Tamaki) (30348164)	明治大学・法学部・教授 (32682)	